

# 鳥取県東部広域行政管理組合規約変更について

## 1. 構成市町議会提出について

**規約を改正するための協議について、構成市町議会（12月）への提出をお願いするものです。**

### 地方自治法

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め（以下略）

第290条 第284条第2項、第286条、第288条及び前条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

## 2. 変更理由

「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）」が平成24年6月27日に公布され、「障害者自立支援法（平成17年法律第123号）」が一部改正されることに伴い、所要の改正を行うものです。

### [主な改正内容]

- ・「障害者自立支援法」の題名を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正
- ・「障害程度区分」を「障害支援区分」に改正

## 3. 変更内容

改正後		改正前	
別表第2(第3条関係)		別表第2(第3条関係)	
共同処理する事務	関係市町	共同処理する事務	関係市町
(略)	(略)	(略)	(略)
<b>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく介護給付費等の支給に係る事務のうち、<u>障害支援区分</u>及び支給要否決定に係る審査及び判定に関する事務</b>	組織市町	<b>障害者自立支援法(平成17年法律第123号)に基づく介護給付費等の支給に係る事務のうち、<u>障害程度区分</u>及び支給要否決定に係る審査及び判定に関する事務</b>	組織市町
(略)	(略)	(略)	(略)

## 4. 今後のスケジュール

10月上旬	構成市町へ12月議会提出依頼書を送付
12月	構成市町議会において規約変更に係る協議の議決（予定）
12月下旬～H25年1月上旬	構成市町議決書を取りまとめ
1月中旬	鳥取県へ規約変更許可申請書を提出
4月1日	規約変更施行